

医療法施行細則の一部改正について

1 改正の趣旨

医療法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行されることに伴い、オンライン診療受診施設設置（休止・再開、廃止、設置者死亡・失踪、変更）の届出の受理事務等の保健福祉事務所長への委任について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- ・保健福祉事務所長へオンライン診療受診施設設置（休止・再開、廃止、設置者死亡・失踪、変更）の届出の受理事務を委任する。
- ・保健福祉事務所長へオンライン診療受診施設等への立入検査の事務を委任する。
- ・保健福祉事務所長委任事務に「法第8条第2項の規定により、オンライン診療受診施設の設置の届出を受理すること。」を追加。（第1条）
- ・保健福祉事務所長委任事務に「オンライン診療受診施設の休止等の届出を受理すること。」「オンライン診療受診施設の廃止の届出を受理すること。」「オンライン診療受診施設の設置者の死亡等の届出を受理すること。」「オンライン診療受診施設設置届の変更の届出を受理すること。」を追加。（第1条）
- ・保健福祉事務所長委任事務の法第25条第1項の規定による、立入検査等の対象施設にオンライン診療受診施設を追加。（第1条）
- ・保健福祉事務所長委任事務の法第25条第2項の規定による、立入検査等の対象施設にオンライン診療受診施設の設置者の事務所等を追加。（第1条）

3 施行期日

令和8年4月1日より施行